

(電子メール施行)

10
事 務 連 絡

平成23年 4月22日

各市町村教育委員会教職員定数担当課 御中

宮城県教育庁義務教育課

東日本大震災により被災した児童生徒を公立学校で受け入れている

場合の国庫負担上の教職員定数の取扱いについて

本県の教育行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局財務課から事務連絡がありましたので、適切に事務処理願います。

なお、貴管内各小・中学校には貴教育委員会から御周知いただくようお願いします。

担 当：宮城県教育庁義務教育課管理班 岩淵

電 話：022-211-3642

FAX：022-211-3691

Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp



事務連絡
平成23年4月20日

各都道府県教育委員会
教職員定数担当課 御中

文部科学省初等中等教育局財務課

東日本大震災により被災した児童生徒を公立学校で受け入れている
場合の国庫負担上の教職員定数の取扱いについて

平素より、教職員定数等に係る事務の適正な執行にご協力いただき、御礼申し上げます。

平成23年度における教職員定数等に係る事務については、昨日の事務担当者会議にてご説明したところですが、東日本大震災により被災した児童生徒を公立学校で受け入れている場合の国庫負担上の教職員定数の取扱いについては、平成23年5月1日現在、被災した児童生徒を、転居を伴う通常の転学や区域外就学のほか、事実上の就学により受け入れている場合についてもその就学校において、国の学級編制の標準に基づく学級数（以下「標準学級数」という。）等を算定し、これに基づきいわゆる基礎定数を算定することとしますので、事務処理に際して遺漏のないようお取り計らい願います。

また、今回の震災により被災した児童生徒の状況に応じた国庫負担上の教職員定数の具体的な取扱いは下記のとおりとしますので、併せてご承知おき願います。

- (1) 死亡が確認されている場合
標準学級数等の算定には含めない
- (2) 行方不明の場合
学齢簿に記載されている学校において標準学級数等の算定に含める。
- (3) 転学（事実上の就学を含む）した場合
転学先の学校において標準学級数等の算定に含める。

本件について、域内の市（指定都市を含む。）町村教育委員会及び学校に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

(本件問い合わせ先)
文部科学省初等中等教育局財務課
教職員配置計画専門官 坂本
定数企画係長 北川
TEL 03-6734-2038 (直通)
E-Mail zaimu@mext.go.jp

(電子メール施行)

事 務 連 絡

平成23年 4月22日

各教育事務所（地域事務所） 御中

義 務 教 育 課

東日本大震災により被災した児童生徒を公立学校で受け入れている

場合の国庫負担上の教職員定数の取扱いについて

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局財務課から事務連絡がありましたので、適切に事務処理願います。

なお、各市町村教育委員会には当課から送付済みであることを申し添えます。

担 当：義務教育課管理班 岩淵

電 話：022-211-3642

FAX：022-211-3691

Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

事 務 連 絡

平成23年 4月22日

高校教育課 御中

義 務 教 育 課

東日本大震災により被災した児童生徒を公立学校で受け入れている
場合の国庫負担上の教職員定数の取扱いについて

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局財務課から事務連絡がありましたので、適切に事務処理願います。

なお、県立中学校には貴課から周知願います。

担 当：義務教育課管理班 岩渕
電 話：022-211-3642
FAX：022-211-3691
Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

事 務 連 絡

平成23年 4月22日

特別支援教育室 御中

義 務 教 育 課

東日本大震災により被災した児童生徒を公立学校で受け入れている
場合の国庫負担上の教職員定数の取扱いについて

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局財務課から事務連絡がありましたので、適切に事務処理願います。

なお、県立特別支援学校には貴室から周知願います。

担 当：義務教育課管理班 岩淵
電 話：022-211-3642
FAX：022-211-3691
Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp